

奈良県文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、文化財の適正な保存と活用を図るため、県内の市町村並びに文化財の所有者等に対し、県内に所在する文化財の修理、復旧、調査、整備、公有化、防災施設設備整備・保守点検、その他その保存及び活用等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成八年六月奈良県規則第八号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二十七条、第七十一条第一項、第七十八条第一項、第九十一条、第百九条第一項若しくは第二項、第百四十四条第一項又は第百四十七条第一項により指定し、選択し、又は選定したもの（以下「国指定文化財」という。）
- 二 奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第四条第一項、第二十五条第一項、第三十一条第一項、第三十八条第一項又は第四十七条第一項により指定し、又は選定したもの（以下「県指定文化財」という。）
- 三 文化財保護法第九十三条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）

(補助対象事業者)

第三条 補助金の交付を受けることのできる者は、県内の市町村並びに文化財の所有者、管理団体、保持者及び保持団体とする。

(補助対象事業)

第四条 補助の対象となる事業は、別表一及び二に定めるものとする。

- 2 前項に規定する事業を実施しようとする者は、必要に応じて奈良県地域創造部文化財課と協議をするものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第五条 補助金の対象となる経費は、前条第一項に定める事業に要する経費のうち、雑収入等を控除したものとする。

- 2 補助金の額は、前項の額に別表に定める補助率を乗じて得た額とし、算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ただし、知事が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第六条 補助金の交付を受けようとする者は、文化財保存事業費補助金交付申請書(第一号様式)に、次に掲げる必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(第二号様式)
- 二 収支予算書(第三号様式)
- 三 財政規模を示す書類(第三号様式の二及び第三号様式の三)

ただし、別表に定める補助率が一律であるものについては省略することができる。

- 四 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第七条 知事は、前条の書類を受理し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、書面により通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けることができるものとする。
- 3 第一項の規定による決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第七条第一項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して十日以内に文化財保存事業費補助金交付申請の取下げ書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定前の着手)

第八条 別表一の第一欄に掲げる国指定文化財、調査事業、周知の埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財に係る補助対象事業を実施する補助対象事業者が、当該事業の国の補助金の交付決定を受け、前条第一項の規定による県の交付決定を受ける日までに事業に着手しようとするときは、文化財保存事業費補助金交付決定前着手届(第五号様式)を知事に提出するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、自然災害等により被災した文化財の応急的な復旧工事が補助対象事業に該当する場合であって、前条第一項の規定による県の交付決定を受ける日までに事業に着手する必要があるときは、当該復旧工事を実施する補助対象事業者は、文化財保存事業費補助金交付決定前着手届(第五号様式の二)を知事に提出するものとする。なお、国指定文化財に係るものにあつては、文化庁の定めによるものとする。
- 3 知事が前2項に規定する書類を受理し適当と認めるときに限り、県の交付決定を受ける日までの着手を認めることができる。

(内容又は経費の配分の軽微な変更)

第九条 規則第五条第一項第一号に規定する軽微な変更のうち補助事業等の内容に関するものは、次に定めるものとする。

- 一 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - 二 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと認められる場合
 - 三 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合
- 2 規則第五条第一項第一号に規定する軽微な変更のうち補助事業等に要する経費の配分の変更に関するものは次に定めるものとする。
- 一 経費の目的を実質的に変更するものではない場合
 - 二 経費の配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、補助目的の達成に何らの支障が認められないと認められる場合
 - 三 種目別配分の固定化がかえって経費の能率的な使用を妨げるおそれがあり、かつ、補助事業者の創意に基づく配分の変更を認めても補助目的の達成に支障がないものと認められる場合

(変更の承認の申請)

第十条 補助事業者が、内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、文化財保存事業費補助金交付決定変更申請書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、前条に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第八条の規定は、前項の変更の承認前に事業に着手する場合について準用する。

(補助金の概算払)

第十一条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書(第七号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第十二条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類及び帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第十三条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第十四条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、文化財保存事業費補助金事業実績報告書（第八号様式）に、次に掲げる書類を添えて、交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに、知事に報告しなければならない。

- 一 収支精算書（第九号様式）
- 二 その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第十五条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、書面により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第十号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第十一条第一項の規定により概算払をした額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による精算により返還が相当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第十六条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、前条の実績確定後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、補助金の交付を受けた者は、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第十七条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 第七条第二項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- 二 第十条の規定に違反したとき。
- 三 第十二条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

四 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第十八条 規則第二十条第二号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が五十万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第二十条ただし書の知事が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表に掲げる期間とする。

(書類の整備等)

第十九条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(補則)

第二十条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附則

この要綱は、昭和五十五年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成四年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成六年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成九年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成十七年度分の補助金から適用する。

附則

(施行期日)

一 この要綱は、平成十八年四月一日から施行し、平成十八年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

二 この要綱の施行の際、現に年次計画により当該補助事業を実施している場合は、平成二十二年度までの間（史跡地先行取得による国の承認を受けている公有化の償還及び建造物の保存修理の場合は、当該補助事業が終了するまでの間）、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成二十四年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成二十七年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成二十九年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成二十九年十一月一日から施行する。

附則

この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和二年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和三年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和三年十一月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和四年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和五年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和六年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和六年八月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和七年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。